

会社役員に支払った報酬等

年 月 日から 年 月 日まで

(1) 指名委員会等設置会社以外の場合

区 分	取締役		監査役		会計参与		計		摘要
	支給 人員	支給 額	支給 人員	支給 額	支給 人員	支給 額	支給 人員	支給 額	
定款又は株主総会 決議に基づく報 酬等	名	円	名	円	名	円	名	円	
株主総会決議に基 づく退職慰労金									
計									

備考

- 1 上記以外に報酬等の支給があれば、適宜「区分」の欄に項目を追加する。また、「区分」の欄に記載された項目について該当がない場合には、当該項目の記載を要しない。
- 2 「定款又は株主総会決議に基づく報酬等」については、会社法第361条(取締役の報酬等)又は同法第379条(会計参与の報酬等)又は同法第387条(監査役の報酬等)の規定に基づく報酬等を記載する。この場合、取締役の報酬等が同法第361条第1項各号の決議内容(第1号(報酬等中額が確定したものについてはその額)、第2号(報酬等中額が確定していないものについてはその具体的な算定方法)、第3号(報酬等中金銭でないものについてはその具体的な内容))のいずれに該当するか並びに同法第379条及び同法第387条の決議内容を脚注に記載するか又は「摘要」の欄に記載する。なお、取締役の報酬等に関し複数の決議内容がある場合には、「取締役」の欄は、決議内容ごとに区分して記載することが望ましい。
- 3 使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与を含む。)が定款又は株主総会の決議に基づく報酬の額と別枠の場合には、使用人給与相当額は上表に含めず、その金額を脚注に記載するか又は「摘要」の欄に記載する。また、内枠の場合には、使用人給与相当額は上表に含め、その金額を脚注に記載するか又は「摘要」の欄に記載する。
- 4 取締役又は監査役に新株予約権を有利な条件で付与した場合において、新株予約権の公正価値と発行価額との差額のうち費用に計上している金額があるときは、上表の

「区分」の欄に「有利な条件で付与した新株予約権」等適当な項目を設けて記載する。

- 支給人員数と期末の取締役又は監査役の人員数とが相違する場合など、必要と認める場合には、その旨及び理由を脚注に記載する。

(2) 指名委員会等設置会社の場合

区 分	取締役		執行役		会計参与		計	
	支給 人員	支給 額	支給 人員	支給 額	支給 人員	支給 額	支給 人員	支給 額
報酬委員会決議に 基づく報酬等	名	円	名	円	名	円	名	円
報酬委員会決議に 基づく退職慰労金								
計								

備考

- 上記以外に報酬等の支給があれば、適宜「区分」の欄に項目を追加する。また、「区分」の欄に記載された項目について該当がない場合には、当該項目の記載を要しない。
- 「報酬委員会決議に基づく報酬等」については、会社法第409条の規定に基づく報酬等を記載する。この場合、取締役及び執行役の報酬等が同条第3項各号の決議内容(第1号(報酬等中額が確定したものについてはその額)、第2号(報酬等中額が確定していないものについてはその具体的な算定方法)、第3号(報酬等中金銭でないものについてはその具体的な内容))のいずれに該当するかを脚注に記載するか又は「摘要」の欄に記載する。なお、取締役及び執行役の報酬等に関し複数の決議内容がある場合には、「取締役」及び「執行役」の欄は、決議内容ごとに区分して記載することが望ましい。
- 使用人兼務執行役の使用人給与相当額(賞与を含む。)が報酬委員会で決定された報酬の額と別枠の場合には、使用人給与相当額は上表に含めず、その金額を脚注に記載するか又は「摘要」の欄に記載する。また、内枠の場合には、使用人給与相当額は上表に含め、その金額を脚注に記載するか又は「摘要」の欄に記載する。
- 取締役又は執行役に新株予約権を有利な条件で付与した場合において、新株予約権の公正価値と発行価額との差額のうち費用に計上している金額があるときは、上表の「区分」の欄に「有利な条件で付与した新株予約権」等適当な項目を設けて記載する。
- 支給人員数と期末の取締役又は執行役の人員数とが相違する場合など、必要と認める場合には、その旨及び理由を脚注に記載する。